



JASDAQ

平成27年1月8日

各 位

株式会社 創 通
代表取締役社長 青木 建彦
(コード番号 3711)
問い合わせ先 取締役副社長
出原 隆史
電話番号 03-6386-0311

自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成27年1月8日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づく自己株式の取得および具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実現していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを配慮したものであります。

かかる状況の下、平成26年11月下旬、当社の第二位株主であり、当社普通株式3,920,000株（本日現在の当社発行済株式総数16,000,000株に対するその保有する割合（以下「当社株式保有割合」といいます。）24.50%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ。））を保有するナスコ株式会社（以下「ナスコ」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。同社は、当社のファウンダー（創業者）および筆頭株主であり、当社普通株式5,340,000株（当社株式保有割合33.38%）を保有する那須雄治およびその親族が議決権の100%を保有する資産管理会社であり、那須雄治が同社の取締役を務めております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性および市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成26年12月上旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、経営体質の強

化に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年12月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてナスコに打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本買付価格について検討してまいりました。当社は、一定期間の株価動向を考慮し、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年1月7日）に、同日（平成27年1月7日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場（以下「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の終値の単純平均値2,454円（小数点以下四捨五入）に対して18.50%のディスカウント率を適用した2,000円（小数点以下四捨五入）を本買付価格としてナスコに提示し、協議いたしました。その結果、ナスコより、当社が本公開買付けの決議をした場合には、上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。なお、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式2,920,000株（当社株式保有割合18.25%）については継続して保有する旨の回答を得ております。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、ナスコ以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、1,200,000株（発行済株式総数に対する割合7.50%）を上限といたしました。

以上の検討および判断を経て、当社は、平成27年1月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成26年11月27日に提出した第52期有価証券報告書に記載された平成26年8月末現在における当期連結ベースの手元流動性（現金および預金）は約158億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性および安全性は今後も維持できるものと考えております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。具体的に決定した場合には速やかに公表いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,200,100株(上限)	2,400,200,000円(上限)

(注1) 発行済株式総数 16,000,000株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 7.50% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成27年1月9日(金曜日)から平成27年3月31日(火曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年1月8日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成27年1月9日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成27年1月9日(金曜日)
④ 買付け等の期間	平成27年1月9日(金曜日)から 平成27年2月9日(月曜日)まで(21営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,000円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、本買付価格の基準の明確性および客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所JASDAQにおける、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年1月8日の前営業日(同年1月7日)の当社普通株式の終値2,203円、同年1月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,454円(小数点以下四捨五入)、および同年1月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,161円(小数点以下を四捨五入)(注1)を参考にいたしました。

(注1) 当社は、平成26年12月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。よって過去3ヶ月間の終値の単純平均値の計算においては、当該株式分割の権利落ち前の終値について当該終値を2で除して得た数値を終値として計算しております。以下、3ヶ月間の終値の単純平均値の計算において同じとします。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により本公開買付けを実施することといたしました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にいたしました。

当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年12月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてナスコに打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本買付け価格について検討してまいりました。当社は、一定期間の株価動向を考慮し、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年1月7日）に、同日（平成27年1月7日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値2,454円（小数点以下四捨五入）に対して18.50%のディスカウント率を適用した2,000円（小数点以下四捨五入）を本買付け価格としてナスコに提示し、協議いたしました。その結果、ナスコより、当社が本公開買付けの決議をした場合には、上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

なお、本買付け価格である2,000円は、東京証券取引所JASDAQにおける本公開買付けの実施を決議した平成27年1月8日の前営業日（同年1月7日）の当社普通株式の終値2,203円から9.21%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年1月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,454円（小数点以下四捨五入）から18.50%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年1月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,161円（小数点以下四捨五入）から7.45%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実現していくことを基本方針としております。

かかる状況の下、平成26年11月下旬、当社の第二位株主であり、当社普通株式3,920,000株（当社株式保有割合24.50%）を保有するナスコより、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性および市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成26年12月上旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、経営体質の強化に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本買付価格の決定については、基準の明確性および客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年12月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてナスコに打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本買付価格について検討してまいりました。当社は、一定期間の株価動向を考慮し、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年1月7日）に、同日（平成27年1月7日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値2,454円（小数点以下四捨五入）に対して18.50%のディスカウント率を適用した2,000円（小数点以下四捨五入）を本買付価格としてナスコに提示し、協議いたしました。その結果、ナスコより、当社が本公開買付けの決議をした場合には、上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成27年1月8日開催の取締役会において、本買付価格を、東京証券取引所JASDAQにおける取締役会決議の前営業日（平成27年1月7日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式終値の単純平均値2,454円（小数点以下四捨五入）に対して18.50%のディスカウント率を適用した2,000円（小数点以下四捨五入）とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,200,000株	一株	1,200,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（1,200,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,200,000株）を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）

第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項および発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

2,432,000,000 円

(注 1) 買付予定数 (1,200,000 株) を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料およびその他費用(公開買付けに関する公告に要する費用および公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 27 年 3 月 4 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注 1）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(注 1) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(i) 応募株主等が居住者および国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1 株当たりの本買付価格が当社の 1 株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1 株当たりの本買付

価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減または免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書または関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明および保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、または米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名

交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年1月7日）に、ナスコより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（当社株式保有割合6.25%）を、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

なお、当社は、ナスコより、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式2,920,000株（当社株式保有割合18.25%）については継続して保有する旨の回答を得ております。

- ③ 当社は、平成27年1月8日付で「平成27年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の連結経営成績および連結業績予想の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。なお、詳細は、平成27年1月8日付「平成27年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照下さい。

(イ) 損益の状況

(金額の単位：百万円)

会計期間	平成27年8月期 (第53期第1四半期)
売上高	5,291
売上原価	4,311
販売費および一般管理費	256
営業外収益	5
営業外費用	24
四半期純利益	446

(ロ) 一株当たりの状況

(金額の単位：円)

会計期間	平成27年8月期 (第53期第1四半期)
1株当たり四半期純利益	28.47
1株当たり純資産	1,085.16
1株当たり配当額	—

平成26年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり四半期純利益および1株当たり純資産を算定しております。なお、今回の公開買付けの実施による当社の業績への影響はございません。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ナスコは、支配株主である那須雄治および同氏の近親者が議決権の過半数を所有している会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成26年11月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、当社および少数株主の利益と相反することのない様法令・規則を遵守し、適切に対応しております。」と公表しております。

本公開買付けによるナスコからの自己株式の取得は、当社の事業に関連しない単発の取引であるため、一般の取引条件と同様に適正な条件が存在する取引ではありませんが、当社は、かかる自己株式の取得に際して、少数株主の保護の観点から、下記「(2)公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じているため、当社および少数株主の利益と相反することはないと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の役員の中に、ナスコの役職員を兼務している者はいないため、本公開買付けに関する当社の検討、交渉および意思決定の全過程において、その独立性は確保されているものと考えております。自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、ナスコ以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施いたします。また、本買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。よって特に有利な条件での取引には該当せず、当該取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

また、平成27年1月8日開催の取締役会において、すべての取締役（うち社外取締役1名）およびすべての監査役（うち社外監査役3名）が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、下記「(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、ナスコとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役3名（吉井孝幸、淵邊善彦、水野勝文）から、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成27年1月8日に取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社の独立役員である社外監査役3名（吉井孝幸、淵邊善彦、水野勝文）に対

し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての意見を依頼いたしました。当該社外監査役は、当社取締役会での検討を含め、当社から、本公開買付けの目的および経緯、本買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、当社は、当該社外監査役より本公開買付けに係る当社の意思決定について、以下の点を総合的に考慮して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成27年1月8日に取得しております。

- (i) 本公開買付けは、当社の事業上または財務上の観点から不合理なもの認められないこと。
- (ii) 自己株式の具体的な取得方法については、ナスコ以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施され、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性等の観点からナスコ以外の株主にとって特段不利益な内容ではないこと。
- (iii) 本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を本買付価格としており、ナスコに特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること。
- (iv) 自己株式の取得および本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられていること。

(ご参考) 平成26年12月31日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数(自己株式を除く) 15,674,302株
自己株式数 325,698株

以上